

平成28年12月14日

電気事業法等の一部を改正する等の法律附 則第28条第5項の規定による指定旧供給 地点の指定について

北海道経済産業局から、別紙2の事業者及び供給地点についての、電気事業法等の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）附則第28条第5項の規定による指定旧供給地点の指定に関する、改正法附則第36条の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第22条第6項及び第28条第5項の規定による経済産業大臣の指定に係る処分基準」（20160708資第12号）における当該指定に係る処分基準に照らし、当委員会として検討を行った結果、指定をすべきと考えられるため、別紙1のとおり北海道経済産業局長に意見を回答いたしました。

(別紙1)

官 印 省 略
20161111 北海道第 20 号
平成 2 8 年 1 2 月 1 4 日

北海道経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

指定旧供給地点の指定について (回答)

平成 2 8 年 1 1 月 1 1 日付け 20161110 北海道第 7 号により、貴職から当委員会に意見を求められた電気事業法等の一部を改正する等の法律 (平成 2 7 年法律第 4 7 号) 附則第 2 8 条第 5 項の規定による指定旧供給地点の指定については、指定することに異存はありません。

(別紙2)

指定事業者数 1 事業者 指定旧供給地点群数 1 地点群

事業者名 (法人番号)	指定旧供給地点群名
エネサンス北海道株式会社 (法人番号 9430001008552)	・前田団地